

**令和4年度デジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務（IT 企業立地トライアル）
実施要領**

（通則）

第1条 令和4年度デジタル人材 UIJ ターン支援事業委託業務のうち、IT 企業立地トライアルの実施に関し、企業の選定基準をこの要領に定める。

（定義）

第2条 この要領において、IT 企業立地トライアルとは、沖縄への立地を検討する先端 IT 企業を対象とした県内ビジネス環境での事業推進の試みを支援する業務をいう。

（選定基準）

第3条 対象となる IT 企業の選定基準は、別表第一のとおりとする。

（対象経費及び証拠書類）

第4条 対象経費、それを確認するための証拠書類及び留意事項は、別表第二のとおりとする。

2 前項に規定する対象経費は、一企業当たりの総額は、70,000 円を上限とする。

（対象外経費）

第5条 事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費は、委託業務に要する経費の対象外とする。

2 契約締結前に支払を行った経費等支払いが確認できない経費は、委託業務に要する経費の対象外とする。

別表第一

選定基準項目	内容
ア 最先端 IT 企業であること	AI や IoT、サイバーセキュリティ等、先端 IT 技術を用いた高付加価値のサービス創出等を行っている企業を指す。 また、沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】に沿って、観光、ものづくり、農林水産業、物流、各種サービスなど、様々な産業において、AI や IoT、ロボット、ビッグデータ等の新たな技術の活用により、各産業の付加価値を高めることに繋がる企業なども範囲とする。
イ アンケート	定量的な基準のみではなく、定性的な基準を設けることにより、選定基準項目アに該当する企業か判断できるアンケートを実施する。このアンケートをもとにコンソーシアムと県で誘致対象企業となりえるかの判断を行う。

別表第二

対象経費	証拠書類	留意事項
ア 航空運賃	<p>1 証拠書類</p> <p>(1) 領収書（飛行機の日時、便名が確認できるもの） 請求書払の場合は、請求書（飛行機の日時、便名が確認できるもの）及び領収書又は支払が確認できる銀行振り込み証等</p> <p>(2) 搭乗券又は搭乗及び座席クラスが確認できるもの</p>	<p>1 普通席（エコノミー）を基本の金額とし、グレードアップした席に係る割増経費は対象外とする。</p> <p>2 宿泊料 1泊当たり 9,800 円までとする。</p>
イ 宿泊料	<p>1 証拠書類</p> <p>領収書又は支払が確認できる銀行振込書（宿泊日及び宿泊者ごとの金額の内容が確認できるものに限る。）</p>	<p>※その他必要と認められる経費 対象経費ア～ウに定める経費のほか、上限額の範囲内で該当事業を実施するために必要と認められる経費が生じた場合には、別途協議するものとする。</p>
ウ ホテルパック料金	<p>1 証拠書類</p> <p>(1) 搭乗者又は旅程表等 搭乗者、日時、利用する航空便、宿泊日数等が確認できるものを添付すること。</p> <p>(2) 領収書又は支払が確認できる銀行振込証等</p> <p>(3) 搭乗券又は搭乗及び座席クラスが確認できるもの</p>	